「運動部活動に係る活動方針」

令和２年１１月１日
青森県立青森高等学校

■活動方針策定の趣旨

本校における運動部活動は、学校の教育活動の一環として、各運動部顧問の指導の下、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加して行われている。体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、部員同士や生徒と教師等との好ましい人間関係が構築され、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動である。

また、運動部活動は、生徒、保護者及び地域の学校への信頼感をより高めることにつながっており、学校の一体感や愛校心を醸成することも現に認められる。

これまで「スポーツ活動の指針」（平成 20 年３月　県教育委員会）を基に、本校における運動部活動等の円滑な実施と取組の充実に向けて取り組んできたところである。

しかし、全県的な少子化に伴い、本校においても運動部活動が減少しており、従前と同様の運営体制では維持が難しく存続の危機にある部活動もある。また、全国的には運動部活動における行き過ぎた指導や過熱化、指導する教職員の多忙化等の課題が指摘されている。

さらに、青森県では 2026 年に国民スポーツ大会（2024 年佐賀県開催の第７８回大会より「国民体育大会」から名称変更）が開催されることとなっており、大会に向けて選手の競技力向上を図るという観点とともに、大会後のレガシーの継承において、スポーツを「する」、「みる」、「支える」、「知る」などの多様な関わりの観点に立ち、大会に出場する選手のみならず、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基盤づくりなどに努めていくことが求められる。

本方針は、「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年３月　スポーツ庁）に則り、高等学校における運動部活動を対象として、本校の実情を踏まえるとともに、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指して策定する。

① 運動部活動の指導・運営に関する体制を構築し、生徒のバランスの取れた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ること。

② 学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい運動部活動の実現を図ること。

③ 中学校教育の基盤の上に多様な教育が行われている点に留意しながら、合理的でかつ効率的・効果的な運動部活動の運営に取り組むこと。